

令和3年4月28日

市内小・中学校 保護者 各位

座間市教育委員会

座間市のまん延防止等重点措置の対象地域追加に伴う教育活動について

日頃から本市の教育活動に御理解、御協力くださいまして、御礼申し上げます。

令和3年4月20日から横浜・川崎・相模原市にまん延防止等重点措置が適用されることになり、本市小・中学校でも児童・生徒等の安全・安心を確保するため、引き続き感染防止対策を行いながら、教育活動を行ってきました。

しかし、県内において感染率が強いといわれている変異株の割合が上昇しており、28日から本市もまん延防止等重点措置の対象地域となりました。これを受けて、市教育委員会では、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で教育活動を継続していきたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

なお、次のとおり御協力をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。また、今後の状況に応じて、適宜、判断を見直します。

留意事項

- 新型コロナウイルス感染防止については、引き続き配慮していきます。御家庭でも、登校前の検温や健康チェック、マスクの着用等、御協力をお願いいたします。
- 発熱等の風邪の症状がある場合には自宅で休養し、登校しないことの徹底をお願いいたします。また、同居の御家族に同様の症状がある場合にも、登校を見合わせていただきますようお願いいたします。(感染した場合や濃厚接触した場合と同様、欠席扱いではなく、出席停止扱いとします。)
- 登下校時や帰宅後の外出時、(不要不急の外出は控えること)等における感染防止のためのマナー等について、引き続き、児童・生徒に指導していきますので、御家庭でも御協力をお願いします。祝休日、特に大型連休中についても感染リスクの高い行動は控えるよう指導に御協力ください。(県内において、グループ等でのカラオケ、食事、友人宅宿泊等による感染が報告されています。)
- 引き続き、御心配な点がありましたら、学校に御相談ください。また、学校からはお便り、一斉メール、ホームページを使って、随時連絡していきます。

座間市教育委員会 教育指導課 046-252-8732
学校教育課 046-252-8749